

2019年2月26日

大阪府福祉部長 岸本 康孝 様
大阪府健康医療部長 藤井 瞳子 様
大阪府環境農林水産部長 竹柴 清二 様

自治労大阪府職員労働組合

健康福祉支部長 酒匂 博好

2019年度 健康福祉支部要求・要望書

私たち組合員が、専門性や経験、能力を活かし、府民福祉・公共サービスの向上のための仕事に専念できるよう、自らの労働条件について下記の要求を行いますので誠意をもって対応されたい。

1. 支部・分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的な実施は決して行わないこと。また、各分会・班要求については、誠意をもって話し合うとともに、その実現に努めること。【共通】
2. 大阪北部地震や台風21号など、災害が頻発し、職員の非常時対応が求められたが、勤務体制の整備の不十分性があらわになった。万全を期して対応にあたれるよう、非常勤職員を含めた勤務条件を早急に定めること。【共通】
 - (1) 災害時の参集、出退勤で迂回ルートやタクシー等を利用した場合に、自己負担とならないよう災害時の実費保障を行うこと。同様に、帰宅困難になり宿泊した場合の費用を補償すること。【共通】
 - (2) 2号配備で徹夜勤務を行う場合に、夕食代の支給や仮眠時の毛布等の支給を行うこと。また、仮眠時も含めて、勤務時間として賃金を支給すること。【共通】
 - (3) 災害発生時は、職員の安全確保を優先し、「危険回避」の特別休暇の取得を奨励すること。あらかじめ公共交通機関の遮断が公表されている場合は、出勤・参集は災害対応のための最小限とし、「災害特休」を全日認める等柔軟に適用すること。【共通】
 - (4) 災害時における職員の初動体制、勤務体制等の確立のため、必要な人員を確保するなど勤務・労働条件の改善を図るとともに、各職場での発災時対応等の研修を行い、適切な業務遂行と職員の危険回避に努めること。【共通】
3. 職員削減が進められてきたなか、組織の弱体化・労働条件の悪化・府民サービスの低下(業務の継承がされない等)が発生している。業務量に見合う人員配置、必要な新規採用職員の確保など、適切な措置を講じること。【共通】
 - (1) 中央子ども家庭センター時保護所・ライフサポートセンターの看護師減に伴う正規看護師、他職種の過重負担について、部を超えて看護師資格を有する職員の配置を行うなど、勤務条件の確保を図ること。【福】
 - (2) 中央子ども家庭センター時保護所・ライフサポートセンターにおいて、社会的擁護の

位置づけに見合う人員確保を行い、ローテーション要員の不足により勤務条件が悪化（夜勤回数が増え、日勤へのしわ寄せ、時間外対応の増、休暇取得が困難、受診体制が組めない等）することがないよう、妊娠等を見込んだ採用を行うなど勤務条件の確保を図ること（退所後のアフターケアも担っており、現行体制下では時間外での対応に終始せざるを得ない）。【福】

- (3) 保健所の地域保健課の事務量増加を踏まえ、事務（事務職）は、2名以上の常勤を確保する等、勤務条件の確保を図ること。【医】
- (4) 障がい者自立センターの男性職員の当直回数が増えて、日中の支援にあたる職員が減つており、男性職員の補充等の勤務条件の確保を図ること。2018年4月から当直体制が導入されたが、当直明けの時間外勤務がないよう適正職員の配置等を行うこと【福】

4. 労働時間の適正把握、休憩の確保、リフレッシュ推進を行い、不合理な管理強化は行わないこと【共通】

- (1) 実労働時間の完全把握（休憩時間の確保を含む）を行うこと。「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）を踏まえ、同ガイドラインで指摘される「労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じている」ことがないよう下記について措置を講じること。
 - ① 各所属に同ガイドラインについて十分に周知、説明すること。
 - ② 同ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に時間外の事前届、実績入力を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
 - ③ 自己申告による時間外実績と実際の労働時間と合致しない場合は、必要に応じて調査し、所要の労働時間の補正をすること。
 - ④ あらかじめ時間外労働の時間数に「上限」を設け、上限を超える届出、実績入力を認めない等、適正な申告を阻害するような行為を行わないこと。職員に対して「〇時以降の時間外勤務を禁止しています」と放送していることは、適正な申告を阻害するため中止すること。
 - (2) 労働基準法に定める適正な一斉休憩を与えることを基本とし、シフト制職場においても休憩時間が確保できるよう人員配置等の措置を講じること。
 - (3) 2008年に条例上は「休息時間」が廃止されたが、その際に、「軽度の疲労回復行為」は社会通念上の範囲で当然認められると労使で確認している。勤務時間中の喫煙について知事通達が出されたが、適切なリフレッシュはストレス対策として必要であり、その他の方法により積極的にリフレッシュを推進すること。
 - (4) 出張業務上、執務室に出勤や帰庁をしても業務をする時間がないような場合に、社会通念上の範囲で合理的な対応を行うこと。
5. 年度途中退職、産育休、長期の病気療養、休職、夜勤免除、および育児の短時間勤務取得に伴い、通常勤務する職員の労働条件の維持が困難となり、当該職員も安心して休暇等取得することに支障が生じている。代替職員など必要な措置を講じること。【共通】

6. 2014年4月の「技能労務業務のあり方に関する基本的な考え方について」において、給食調理業務や保健所運転業務、野犬等の捕獲等業務について、「委託・外注や非常勤職員による対応が可能」とされた。正規職員のこれ以上の削減は、緊急時対応や技術継承、業務に応じた適正な人員配置が困難となり、休暇取得など労働条件を悪化させる懸念がある。労働条件に係る事項については誠実に協議・対応すること。【共通】
- (1) 給食調理業務において、非常勤職員の確保は、早出の対応、雇用期間の上限があること等から難しい状況にある。労働条件悪化に対する措置を取ること。【福】
 - (2) 2017年8月に開所した「動物愛護管理センター」及び各支所（箕面支所・四條畷支所・泉佐野支所）における野犬の捕獲業務等の変更など、勤務労働条件の変更は協議事項であり、事前協議制を遵守すること。【環境】
 - (3) センター開所後の業務内容の点検を行い、勤務・労働条件及び職場環境に関わる業務内容等の変更がある場合は、適正に対応すること。【環境】
 - (4) 動物愛護管理センター（支所含む）で業務する職員に対し、安心して業務出来る職場環境の改善、破傷風ワクチン等の接種、救急対応のための備品整備など衛生面の確保を図ること。【環境】
 - (5) 動物愛護管理センターへのアクセス改善（バスの運行状況等）に努めること。【環境】
 - (6) 動物愛護管理センター（支所含む）の業務内容、業務環境に適した被服の貸与を行うこと。【環境】
 - (7) 動物愛護管理センター各支所の老朽化について、職場環境及び動物愛護の観点から改修すること。【環】
 - ・ 犬舎の故障については、早急に修繕すること。

要望事項

- ① 同「基本的な考え方」は、「今後とも、必要に応じて、業務の執行体制の検討・見直しを行う」としているが、その後の状況をふまえた見直しを行うこと。【共通】
- ② 砂川厚生福祉センター・修徳学院2施設の給食調理業務を民間委託することは、障がい者福祉、児童自立支援の一環としての給食業務をやめ、安全をないがしろにすることであり、実施しないこと。【福】
- ③ 2施設の給食調理業務においては、さまざまな利用者に配慮し、安全かつ家庭的な食事の提供を行うため、指導職員や栄養士等と共同して、調理実習などの食育、障がいやアレルギーに応じた細やかな調理、配膳、行事対応などを行っている。このような公務員が共同して遂行している業務を民間委託することは、労働者派遣法に抵触し、「偽装請負」となるため実施しないこと。【福】
- ④ 野犬の捕獲業務等の業務内容の性質から、現業職員での専門性（知識・経験）や柔軟性（時間外対応・突発性対応）でしか対応できないことを踏まえ、広域行政として住民に対する安心と安全の確保と維持に努めること。【環境】
- ⑤ 動物愛護管理センター設立の趣旨をふまえ、動物のための飼料や飼育用品の質を下げるこのないよう適正に予算を措置すること。【環境】

7. 職員基本条例にもとづく人事評価制度は、客観的基準も示されておらず、評価結果に基づく給与反映や分限解雇を行わないこと。【共通】

8. 非常勤職員が恒常的な業務を担っていることを踏まえ、現在雇用している非常勤職員の大坂府での継続雇用を図り、常勤化すること。また、労働条件の改善を図ること。【共通】
- (1) 一般職公務員の位置づけとなったことから、予算確保や雇用手続きについて各所属で差が出ないよう全庁的に対応し、適正化すること。【共通】
- (2) 勤続年数に応じた昇給、一時金の支給を行うなど、常勤職員との格差を解消すること。【共通】
- (3) 施設では年末年始、祝祭日の対応が必要であり、休日手当等の措置を講じること。【福】

要望事項

- ① 非常勤職員へのパソコン配置について、必要な予算措置を行うこと【福】

9. 家庭環境や持病・障がい等に関わらず、適性に応じた人事異動・業務配置を行い、通勤、休暇等についての合理的な保障など「合理的配慮」を行うこと。【共通】

10. 2013年12月17日のパワハラ防止の知事メッセージを踏まえ、パワーハラスメントの防止について周知、及び管理職研修など実効ある対策を講じること【共通】

11. その他、職場環境の改善・改修を行うこと

- (1) 冷暖房については、職員・来庁者の体調を悪化させないよう最大限の配慮を行い、やむを得ない残業時についても使用できるようにすること。【共通】
- ・ ライフサポートセンターの空調について、15年を超えて使用限度を超えていていることから、改修を行うこと。一保委託ゾーンは、窓の開閉もできないため、猛暑でサウナ状態を繰り返した。集中管理ではなく、部屋ごとのエアコンに改修をすること。
 - ・ 砂川IC厨房の中に冷房を設置すること。
- (2) 暱食が適正な照明のもとで行えるよう、節電対策について柔軟な対応を行うこと、もしくは暱食場所の確保等を行うこと。【共通】

その他要望事項

- ① 介護福祉士の日勤職場を拡充すること。【福】
- ② 現業の主査等の職階を適正に確保すること。【共通】
- ③ ライフサポートセンターの居室について、完全個室に改修すること。社会的擁護の位置づけとなり入所年数の長期化も見られる。精神科通院者も多く相部屋でのストレスを感じやすい。児童からの苦情が多く早期改修を行われたい。特に一保委託ゾーンは必須である。【福】